

科学出版物への完全かつ即時のオープンアクセスに向けた移行を加速する

第 I 部 Plan S の原則

「2021 年を施行年とし、国内、地域、国際的な学術会議や研究助成団体が提供する公的助成金または民間助成金を資金として行われた研究の成果に関するあらゆる学術出版物は、オープンアクセスジャーナルまたはオープンアクセスプラットフォームで出版されるか、もしくはオープンアクセスリポジトリを通じ、エンバーゴ（掲載猶予期間）を経ずに即座に入手することが可能でなければならない。」

また、

1. 著者またはその所属機関は、それぞれの出版物に対する著作権を保有する。すべての出版物は、ベルリン宣言¹の定義する要件を充足するため、オープンライセンス、できればクリエイティブコモンズ表示ライセンス（CC BY）のもとで出版しなければならない。
2. 助成機関は、質の高いオープンアクセスジャーナル、オープンアクセスプラットフォームおよびオープンアクセスリポジトリが提供しなければならないサービスに対し、しっかりした判定基準及び要件事項を構築する。
3. 質の高いオープンアクセスジャーナルまたはプラットフォームがまだ実在しない場合、助成機関は協調的なやり方で、これらのジャーナルやプラットフォームを設立し、適宜、維持するためのインセンティブを提供する。また、必要な場合にはオープンアクセスのための基盤にも支援の提供を行う。
4. 適宜、オープンアクセスのための論文掲載料は、研究者個人ではなく、助成機関または研究機関が拠出する。すべての研究者はそれぞれの研究成果をオープンアクセスで出版できなければならないという認識を確認する。
5. 助成機関はオープンアクセスジャーナルおよびプラットフォームに関わるビジネスモデルの多様性を支持する。オープンアクセスのための論文掲載料を課す場合、これらは提供される出版サービスに見合ったものとし、市場や助成機関に料金の規格化や上限設定の可能性を知らしめることのできる料金体系の透明性が、確保されていなければならない。
6. 助成機関は、政府、大学、研究団体、図書館、学術界、学協会に対して、それぞれの戦略や方針、慣習の整合化を図り、中でも透明性を確保するよう奨励する。
7. 上述の原則はあらゆるタイプの学術出版物に適用されなければならない。ただし、モノ

グラフと図書の章に対するオープンアクセスの実現にはもう少し長い期間がかかり、個別の然るべきプロセスが必要である。

8. 助成機関は「ハイブリッド型」の出版モデルには支援を行わない。ただし、明確に定義された期間内での完全なオープンアクセスに向けた移行経路として、また、移行契約の一環のみとして、助成機関はこれらの契約の経済的支援に寄与してもよい。

9. 助成機関はコンプライアンスを監視し、規約を遵守しない受給者／被支給者には制裁措置を科す。

10. 助成機関は、資金提供の決定時に研究成果物の評価を行う際、研究の本質的な利点に価値を置き、出版経路やそのインパクトファクター（もしくは他のジャーナル評価指標）、出版者は考慮しないことを誓約する。

第 II 部 Plan S の実施に関するガイダンス

1. 目的と範囲

Plan S が目的としているのは、公的助成金や民間助成金から資金を得て行われた研究の査読済み学術出版物に対する完全かつ即時のオープンアクセスである。Plan S の実施に向けて取り組んでいる研究助成機関の連合体である cOAlition S は、学術出版物への迅速な無償のオンラインアクセス、そしてほぼ無制限の利用と再利用（完全なオープンアクセス）を特長とする学術出版システムへの移行の加速化を目指している。

cOAlition S は Plan S で計画している具体的な目標を実現できるよう献身的に取り組んでいる。すなわち、2021 年 1 月 1 日に（もしくは個々の参加機関の選択によってはより早い時期に）発表される募集のもとで cOAlition S 参加機関の助成から資金供給を得た研究の成果物はオープンアクセスの場（ジャーナルまたはプラットフォーム）で出版されるか、もしくはオープンアクセスリポジトリでオープンかつ即時に入手が可能でなければならない。

Plan S は、全面的あるいは部分的に cOAlition S の参加機関が助成している研究から得られた結果にもとづくあらゆる査読済みの出版物に適用される。本ガイダンスには Plan S の原則を明記するとともに、学術論文に関する実施の経路を提示する。cOAlition S は 2021 年末までに、モノグラフと図書の章に適用される Plan S の原則についての声明を、関連の実施ガイダンスとともに発表する予定である。

Plan S の原則は査読付きの学術論文について言及したものであるが、cOAlition S では研究

データや他の研究成果物についても可能な限り公開し、非公開は必要最小限にするよう強く奨励している。プレプリントを通じた研究成果の早い段階での共有も積極的に推進している。

cOAlition S は、研究は発表される場所を土台とするのではなく、その便益に関して評価を受けなければならないというサンフランシスコ研究評価宣言 (DORA) ¹ の原則を支持しており、参加機関は 2021 年 1 月までに同宣言書の方針に挙げられているこれらの原則を実施したいと考えている。

2. Plan S へのコンプライアンス

cOAlition S の参加機関が助成する研究から得られたすべての学術論文は、いかなるエンバゴもなく、発表の直後にオープンで入手が可能でなければならない。

Plan S の規約を遵守するには 3 つの経路がある。

	オープンアクセスでの発表の場 (ジャーナルまたはプラットフォーム)	定期購読の場 (リポジトリ経路)	定期購読の場への移行 (移行契約)
経路	著者はオープンアクセスジャーナルまたはオープンアクセスプラットフォームに発表する。	著者は定期購読ジャーナルに発表し、最終バージョン (Version of Record [VoR]) または受理された原稿 (AAM) をリポジトリで公開する。	著者は移行契約のもとで定期購読ジャーナルにオープンアクセスで発表する。
資金提供	cOAlition S の助成機関が論文掲載料を経済的に支援する。	cOAlition S の助成機関は、定期購読における「ハイブリッド型」オープンアクセスに対する論文掲載料には経済的な支援を行わない。	cOAlition S の助成機関は移行契約のもとでオープンアクセスでの発表に経済的に寄与することができる。

どの要件遵守経路を選択した場合でも、助成機関による例外の合意がない限り、出版物は

クリエイティブコモンズ表示ライセンスにより、オープンで猶予期間なく入手が可能でなければならない。

Plan S の場合、その目的上、オープンアクセスプラットフォームとは初出の研究成果物を発表するための（Wellcome Open Research や Gates Open Research のような）出版プラットフォームになる。別の場所ですでに発表された内容を集めたり、再発表するためのプラットフォームは、このようなプラットフォームとは判断されない。

cOAlition S では、選択した要件遵守経路に関係なく、すべての出版物をリポジトリにデポジットするよう強く奨励している。cOAlition S 参加機関の中には、帰属するすべての研究論文をリポジトリにデポジットするよう義務付けている場合もある。

cOAlition S は、研究者個人、研究機関、その他の助成機関、政府に対し、論文掲載料が移行契約の一部に含まれていない場合には「ハイブリッド型」のオープンアクセス出版を経済的に支援しないよう促している。個々の cOAlition S 参加機関には、移行契約を締結することも、これらの契約の対象になる出版費用の提供も義務付けられていないことを強調している。

cOAlition S は今後、Directory of Open Access Journals (DOAJ)³、Directory of Open Access Repositories (OpenDOAR)⁴、SHERPA/RoMEO⁵、Efficiency and Standards for Article Charges (ESAC)⁶ならびに可能性のあるその他のパートナーと連携し、ジャーナル／出版プラットフォーム、リポジトリ、移行契約がそれぞれ本ガイドンスの第 III 部に詳述する cOAlition S の要件事項を充足しているかどうかを特定し、警告を知らせるためのメカニズムの構築に取り組む予定である。cOAlition S は、発表の場が要件に適合しているかどうかを研究者が特定するのに活用できるツールの考案を支援していきたいと考えている。

権利と使用許諾 著者または著者の所属機関はそれぞれの著作権を保有しなければならない。出版者に認められる出版ライセンスでは、著者／所属機関が出版後ただちにオープンアクセスリポジトリを通じ、Version of Record (VoR)、受理された原稿 (AAM) もしくはこれら両方のバージョンを（以下に定義する）オープンライセンスのもとで公開できるよう認めるものでなければならない。

可能であれば、cOAlition S の参加機関は資金提供の契約または合意により、著者または所属機関が著作権だけでなく（以下に定義する）オープンライセンスのもとで何らかのバージョン (VoR か AAM、もしくはその両方) を即座に公開できるようにするのに必要な権利も保有するよう徹底していきたいと考えている。この目的のため、cOAlition S はそれぞれの被

支給者に対する「出版ライセンス」モデルの構築または採択に採用に取り組む予定である。

著者が正しく識別されることを条件とし、世界中どこからでも、非排他的で廃止できないロイヤルティフリーの形態で論文を共有（すなわち媒体や形式を問わず、資料を複製し、再配布）するとともに、商業的なものを含むいかなる目的にでも著作を適応させる（すなわち資料を編集し、変換し、土台とする）権利が認められなければならない。cOAlition S はクリエイティブコモンズライセンス（CC）を使用するよう推奨しており、既定の事項としてクリエイティブコモンズ表示（CC BY）4.0 のライセンスを使用するよう義務付けている。ただし、これには次の例外が適用される。

- cOAlition S は、二次的な代替選択肢として、CC BY-SA 4.0 ライセンスの使用とパブリックドメイン供与の CC0 の使用も受容する予定である。
- cOAlition S の参加機関は、被支給者が正当な根拠とともに明示的に要請することを条件に、個々の論文に対して CC BY-ND ライセンスの使用を承認することができる。
- 出版物に含まれる第三者のコンテンツ（例えば画像や図形など）はこれらの要件による影響を受けることはない。

共同研究 cOAlition S は、cOAlition S のメンバー以外から資金供給を受けた著者と共同で、あるいは所属が複数の著者らによって学術論文が発表されるという課題に、助成機関が直面する可能性があることを認識しており、世界中の主要な研究助成団体と積極的に関与することにより、共同著者間での Plan S との整合性を促進していけるよう取り組んでいる。

3. 移行契約

cOAlition S は定期購読を提供する出版者に対して、オープンアクセスに移行するよう働きかけるためのいくつかの戦略を支援している。我々はこれらのアプローチを「移行契約」と呼んでおり、以下に 3 つの戦略の概要を説明する。

これらの移行契約の基本原則は一時的で過渡的なものであり、cOAlition S の参加機関はこれらの契約の対象になるジャーナルへの論文掲載料を支援するための資金を提供することを認識したうえで、この資金提供は 2024 年の 12 月 31 日に終了する予定になっている。

移行契約 Plan S は、ペイウォールによる出版の場への経済的支援を組織的に撤廃し、これらをオープンアクセスによる出版の支援に再投資することにより、オープンアクセスへの移行の加速化を目指すグローバルオープンアクセス 2020 年イニシアチブ（OA2020）⁷を支

援している。cOAlition S は、あらゆる国の出版者が国際的な規模で移行契約に移行し、これらの契約によってデータを共有するよう奨励している。

cOAlition S は新たな移行契約を構築するよう研究機関やコンソーシアムに働きかけを行っており、2021年1月1日以降はESACのガイドラインに準拠している契約にのみ経済上の支援を提供していくことにしている。

移行モデル契約 小規模な学協会刊行物をはじめ、多くのジャーナルや出版者は、現時点では移行契約を締結していない。cOAlition S はこれらの利害関係者と連携し、オープンアクセスによる出版を徹底し、二重の支払いを回避するための新たな契約モデルを構築していく予定である。特にcOAlition S では、利害関係者と協力し、例えば「移行合意モデル契約」などの可能性を含め、学協会出版物や中小規模出版者のための新たな移行メカニズムの推進を手助けしていきたいと考えている。

「移行型ジャーナル」 cOAlition S は、オープンアクセスのコンテンツ共有を漸次的に増やしたり、(二重払いを回避するため) 出版サービスへの支払いから得られた収入によって定期購読に関わるコストを相殺したり、ジャーナルが合意期間内に完全なオープンアクセスに移行すると明確に誓約する「移行型ジャーナル」のための潜在的な枠組の構築についても検討していく予定である。

4. 質の高いオープンアクセスジャーナルおよびプラットフォームの支援

cOAlition S は、質の高いオープンアクセスのジャーナルおよびプラットフォームの既存の範囲と、論文掲載料 (APC) を科さないオープンアクセス出版物の場を含めた多様なビジネスモデルの重要性を認識している。

cOAlition S では現在、オープンアクセスによるジャーナル/プラットフォームでの共有を増やしていく必要のある領域や学問分野を特定するため、オープンアクセスジャーナル/プラットフォームのギャップ分析を実施している。cOAlition S のメンバーは今後、特にギャップや必要性のある領域をはじめ、オープンアクセスジャーナル/プラットフォームの確立や既存のジャーナルのオープンアクセスへの方向転換に対する奨励策を集合的に構築していく予定である。

5. 費用および価格の透明性

オープンアクセス出版物への助成と支払いには多様なモデルが存在する。cOAlition S は完全かつ即時のオープンアクセスの実現に適用できる多様なビジネスモデルがあることを認識しており、出版の費用や手数料に対して完全な透明性と監視を求めている。

Plan S の要件に該当するケースに対し、cOAlition S では遅くとも 2020 年 1 月 1 日までに、出版者の代表者やその他の利害関係者と協力して、出版者が価格設定を求められる多様なサービス（優先順位付け、査読、編集作業、入稿のための整理編集など）を定義しようと考えている。この価格の透明性に関する要件事項は、移行契約を通じて助成の行われるすべての論文だけでなく、オープンアクセスジャーナルおよびプラットフォームによって料金を課される論文にも適用される。少なくとも、出版者レベルでの価格の内訳を提示しなければならない。ただし、可能であれば、出版者はジャーナルのレベルでこのような価格の透明性を提示することが望ましい。

これに加えて cOAlition S は、費用および価格の透明性と明確な理解を維持するための継続的な監視を構築する予定である。このような監視により、公平な権利放棄の方針を含め、出版に要するコストを反映した出版業務の公正かつ合理的な価格の確立に寄与していきたいと考えている。cOAlition S の個々の助成機関は、それぞれの助成を通じて負担するサービスへの償還に対し、標準化と上限設定を決定することができる。cOAlition S は後日、非合理的な価格レベルが確認された場合、協調的な形態で上限設定の実施を決定する場合がある。

6. レビュー

2024 年の年末前に、cOAlition S では Plan S の要件事項、効果、影響について調べる正規のレビュープロセスの実施を判断することになっている。特にこのレビューでは、移行契約だけでなく、完全かつ即時のオープンアクセスへの移行を実現した時点で、オープンリポジトリを通じた定期購読コンテンツへの即時オープンアクセスを提供できるオプションがもたらした効果を、調査する予定である。

7. 規約遵守と制裁措置

cOAlition S の個々の参加機関は、それぞれの助成に関する取り決めや契約の Plan S との整合化を図り、規約の遵守を監視するとともに、不適合には制裁措置を科す予定である。個々の助成機関は規約遵守に対する最善の監視法と導入すべき制裁措置を決定することに

なる。考えられる制裁措置には、助成金の取り消し、助成金申請における実績から規約を遵守していない出版物を除外、規約を遵守しない助成金獲得者の今後の助成金応募からの排除などがある。

8. 今後のスケジュール

Plan S 実施のスケジュールは参加機関によって異なる。最低限の要件事項として、cOAlition S の参加機関は、遅くとも 2021 年 1 月 1 日以降に発表される募集またはこの日以降の申請期限に Plan S の原則を適用しなければならない。cOAlition S は、態勢の整っている参加機関に対し、2021 年 1 月以降に授与されるすべての助成において Plan S を実施するよう奨励している。

第 III 部 技術上のガイダンスおよび要件事項

Plan S の定める要件事項の対象となる cOAlition S の助成研究の場合、査読済みのすべての学術論文は以下の要件事項を充足する場で発表されなければならない。これらの論文が定期購読の場で発表され、その後直ちにオープンアクセスリポジトリにデポジットされる場合には、リポジトリに関する要件事項も合わせて充足する必要がある。

現在強く推奨している基準は 2024 年の時点でレビューを実施する予定になっており、そのレビュー後に必須の要件になる可能性がある。

1. 出版場所に関する要件事項

1.1 すべての出版場所に共通の要件事項

すべての出版場所に対する基本的な必須条件

- cOAlition S は質の高いジャーナルの必要性を強調している。すなわち、ジャーナル／プラットフォームに対し、関連する学問分野の基準に従い、出版規範委員会（COPE）⁸ が概略を提示する中核的な慣習と方針の指針に則った、しっかりした査読のためのシステムを導入するよう求めている。この点に関する詳細がジャーナルおよびプラットフォームのそれぞれのウェブサイトに公開されていなければならない。特にいかなることがあっても、掲載料の支払いや権利放棄の状態が論文の受諾に関する編集上の意思決定プロセスに影響を及ぼすようなことがあってはならない。

- ジャーナル／プラットフォームは、ウェブサイトにて、編集上のポリシーと意思決定プロセスの詳細を提示しなければならない。また、年に1回は、特に申請数や査読の要請数、査読の実施数、掲載承認率、申請から出版までの平均所要時間を網羅した基礎的な統計結果を発表する必要がある。
- ジャーナル／プラットフォームは、追加費用を課すことなく、著者またはその所属機関による著作権の保持を受諾しなければならない。出版ライセンスは、著者／所属機関が第II部の第2節で定義したオープンライセンスのもとで、出版後直ちに論文のVoRまたはAAMをオープンアクセスにする権利と責任を維持するものでなければならない。
- ジャーナル／プラットフォームは、著者に対し、第II部の第2節で定義したオープンライセンスのもとで（いかなる技術的または他の形態の障害も課されることなく）即時かつ恒久的なオープンアクセスによる出版を行うか、もしくは第II部の第2節で定義したオープンライセンスのもとで追加費用を課されることなくAAMまたはVoRをオープンアクセスリポジトリにデポジットできるようにしなければならない。いずれのケースにおいても、（先行配信バージョン、すなわち発行版に組み入れられる前のオンラインでのVoRを含め）エンバーゴは一切適用できない。

すべての出版場所に対する必須の技術的条件

- DOI（推奨）やURN、Handleなど、学術出版物に対し、（例えば改訂などの場合はバージョン指定のある）継続的な識別子（PID）を使用していること。
- 長期的なデジタル保存や（CLOCKSS、Porticoまたはこれらと同等のものなどの）アーカイブプログラムによってコンテンツをデポジットしていること。
- CC0のパブリックドメインでの供与のもと、質の高い、論文レベルのメタデータが標準的な相互運用性のある非独占的な形式で利用できること。メタデータには、（少なくとも助成機関の名称と助成金の番号／識別子を含め）cOAlition Sの助成機関が提供する資金に関する完全かつ信頼できる情報が含まれていなければならない。
- オープンアクセスのステータスやライセンスに関する機械可読情報が、標準的な非独占形式で論文に組み込まれていること。

すべての出版場所に対して強く推奨される追加の判定基準

- 著者（例えばORCIDなど）や研究助成機関、研究助成プログラムおよび助成、研究機関およびその他の関連団体に係るPIDに対応していること。
- 出版場所のセルフアーカイブに関するポリシーをSHERPA/RoMEOに登録していること。
- JATS XMLのような機械が判読できるコミュニティ標準形式で（補助テキストやデータを含む）すべての出版物の全文ダウンロードが利用できること。
- Plan Sの規約に準拠する、著者指定または一元化されたオープンアクセスリポジトリに（JATS XMLのような機械可読形式のコミュニティ標準形式で、なおかつ上述の完全な

メタデータを含めて)、出版者が出版物を直接デポジットしていること。

- メタデータが OpenAIRE⁹に準拠していること。
- その出版物の基礎となり、外部のリポジトリにおいて入手が可能なデータやコード、ならびにその他の研究成果物とリンク付けされていること。
- 制限のない引用のためのイニシアチブ (I4OC)¹⁰による基準に従い、引用データに制限なくアクセスできること。

1.2 オープンアクセスジャーナルおよびオープンアクセス出版プラットフォームに適用される特定条件

ジャーナル/プラットフォームは、Directory of Open Access Journals (DOAJ) に登録されているか、または登録申請中でなければならない。

また、次の判定基準に適合していることが必要である。

- アクセスと出版の両方に料金が請求されるビジネスモデルを避けるため、オープンアクセスジャーナルは、編集委員会が実質的に重複しているミラー/姉妹誌的存在の定期購読型ジャーナルを刊行してはならない。これらのジャーナルは事実上、ハイブリッド型ジャーナルと判断される。
- 透明な費用請求と価格設定—出版に要する費用や掲載料に影響を及ぼす他の要素に関する情報がジャーナルのウェブサイト/出版プラットフォームで公開されていなければならない(上記の第II部、第5節も合わせて参照のこと)。
- ジャーナル/プラットフォームは、低所得国の著者に対する APC の放棄や所得が低めの中所得国¹¹の著者に対するディスカウントのほか、必要性が実証可能なその他の著者にも権利放棄とディスカウントを提供していなければならない。放棄に関するポリシーをジャーナルのウェブサイト/プラットフォームに明確に説明するとともに、要請され、認められた放棄に関する統計数を提示する必要がある。

2. オープンアクセスリポジトリに関する要件事項

2.1 オープンアクセスリポジトリに関する要件事項

リポジトリは、Directory of Open Access Repositories (OpenDOAR) に登録されているか、または登録申請中でなければならない。

また、次の判定基準が適用される。

リポジトリに適用される必須要件事項

- DOI (推奨) や URN、Handle など、出版物のデポジットバージョンに対し、(例えば改訂などの場合はバージョン指定のある) 永続的な識別子 (PID) を使用していること。
- CC0 のパブリックドメインでの供与のもと、質の高い、論文レベルのメタデータが標準的な相互運用性のある非独占的な形式で利用できること。これにはオリジナルの出版物とデポジットされるバージョンの両方の DOI (またはその他の PID)、デポジットされたバージョン (AAM/VoR)、オープンアクセスのステータスとデポジットされたバージョンのライセンスに関する情報が含まれていなければならない。メタデータには、(少なくとも助成機関の名称と助成金の番号/識別子を含め) cOAlition S の助成機関が提供する資金に関する完全かつ信頼できる情報を含める必要がある。
- オープンアクセスのステータスやライセンスに関する機械可読情報が、標準的な非独占形式で論文に組み込まれていること。
- 継続的に利用可能であること (メンテナンスまたはアップグレードのための計画上のダウンタイムを考慮せずに、少なくとも 99.7%以上の連続稼働時間が確保されていること)。
- ヘルプデスクー少なくとも電子メールアドレス (機能しているメールボックス) が提示されていなければならない。遅くとも 1 営業日以内の対応時間を徹底している必要がある。

リポジトリに対して強く推奨される追加の判定基準

- 原稿提出システムが個々の著者によるアップロードと出版者による原稿 (AAM または VoR) の一括アップロードの両方に対応していること。
- JATS XML のように、機械可読式、コミュニティの標準形式で全文が保存されること。
- 著者 (例えば ORCID など) や研究助成機関、研究助成プログラムおよび助成、研究機関およびその他の関連団体に係る PID に対応していること。
- 制限のない引用のためのイニシアチブ (I4OC) による基準に従い、引用データに制限なくアクセスできること。
- (機械的も含めて) 他者がコンテンツにアクセスできるオープン API が確保されていること。規約に準拠する API は、一切の障壁なく自由にアクセスできるものでなければならない。アクセスの多いコラボレータなどの「パワーユーザ」用トークンのような軽度認証メカニズムも、完全にオープン/匿名のルートが確保されていれば受容される。
- メタデータが OpenAIRE に準拠していること。
- フルテキストを、例えば PubMed や Crossref、可能であれば SCOPUS などの第三者システムによる典拠の確かな書誌メタデータとリンク付けできる、品質保証プロセスが確保されていること。